

受水槽以下の給水設備

- 設置届
- 変更届
- 廃止届

年 月 日

尾道市上下水道事業管理者 様

申請者 住所
(所有者)

氏名 (印)

指定工事事業者 住所

氏名 (印)

受水槽以下の給水設備を 新設 変更 廃止 しましたので、尾道市水道給水条例施行規程第15条等の規定により下記のとおり届け出ます。

設置場所	尾道市
給水設備の種類	<input type="checkbox"/> 簡易専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用小水道 <input type="checkbox"/> その他 ()
特定建築物	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
管理責任者氏名	
誓約事項	1. 受水槽以下の給水設備の管理及び水質保全については、関係法令及び尾道市水道局給水装置工事設計施行基準により設置者自らの責任において行うこと。 2. 前項の給水設備に異状又は故障があったとき、すみやかに対処できる専属の指定工事事業者を定めておくこと。
所有者が指定した指定工事事業者	当店は前記の受水槽以下の給水設備の異状又は故障については、責任をもって修繕等の対策を行います。 住所 氏名 (印)
添付図書	<input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 配管図 <input type="checkbox"/> 詳細図 <input type="checkbox"/> 給水系統図 <input type="checkbox"/>

- 備考 1. 下記の事項に異動又は変更が生じたときは、直ちに届出ること。
- (1) 施設の所有者、管理責任者の変更
 - (2) 料金の算定基準となる使用戸数の増減
2. 上記の条件を各戸(室)の使用者に周知徹底することはもとより、受水槽以下の給水設備について問題が生じたときは、申請者の責任において処理すること。